

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理対策について

(1) 循環型社会形成推進交付金について

- ① 都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。
- ② 廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させること。
- ③ 災害廃棄物用ストックヤード、周辺環境施設、中継施設の整備事業、エネルギー回収推進施設及び最終処分場に係る用地費を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。
なお、高効率ごみ発電施設の整備について、交付対象とすること。

- ④ 基幹的設備改良事業に係る二酸化炭素排出量の削減に関する要件を緩和すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

(3) 廃棄物処理施設の整備に係る地方債について、対象範囲を拡大すること。

2. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 使用済小型電子機器等のリサイクル制度について

(1) 費用負担については、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。

(2) 制度を円滑に実施するため、国の責任において、小型電子機器等リサイクルシ

システム構築実証事業で得られた成果・課題等を整理し、都市自治体に対し積極的に情報提供を行うこと。

4. 容器包装リサイクル制度について

(1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用負担を軽減すること。

(2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。

(3) 廃プラスチック類等の再商品化対象範囲を拡大すること。

また、都市自治体が廃プラスチック類の再商品化手法を選択できる仕組みとすること。

5. 食品リサイクル制度における食品循環資源の再生利用の促進を図ること。

また、広域処理等に係る制度を拡充するとともに、国と都市自治体との連携強化策を講じること。

6. 都市自治体を実施する廃棄物削減に向けた取組みに対し、更なる支援措置を講じること。

7. 一般廃棄物の処理について、より適正に実施できるよう、他制度との均衡を図りつつ、必要な検討を行うこと。